

東京外国語大学オンライン日本語教育センター規程

〔 令和5年3月22日 〕
〔 規則第57号 〕

改正 令和5年11月28日規則第98号

(設置)

第1条 東京外国語大学（以下「本学」という。）に、オンライン日本語教育センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの英語名称は、Online Japanese Education Center とし、通称を OJEC（オジエック）とする。

(所掌事項)

第2条 センターは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) オンライン用日本語教材の開発
- (2) オンラインで行う日本語講座のカリキュラム設計及びその運営
- (3) その他、日本語教育に関すること

2 センターは、前項各号に加え、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の2の規定による教育関係共同利用拠点として、日本語教育に関して他の大学の利用に供する。

(組織)

第3条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員
- (4) その他の職員

(センター長)

第4条 センター長は、本学教職員のうちから学長が指名するものとし、その任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した学長の任期を超えることはできない。

2 センター長は、第2条各号に掲げるセンターの所掌事項を掌理する。

(副センター長)

第5条 副センター長は、センター長が指名した者をもって充てる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は、当該センター長の任期とする。

(センター運営委員会)

第6条 センターの管理・運営等に関する重要な事項を審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センター員
 - (4) 社会連携マネジメント・オフィス長
 - (5) 広報・社会連携課長
 - (6) その他センター長が指名する者
- 3 センター長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 議長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 委員会の審議内容は、社会連携マネジメント・オフィス長が総合戦略会議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 センターに関する庶務は、広報・社会連携課において処理する。

(細目)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月28日から施行し、令和5年7月31日から適用する。